

意見書

2022年4月14日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部
消費者行政第二課御中

151-0053

東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6F

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

会長 久保 真

連絡担当者氏名：木村 孝

電話番号 03-5304-7511

電子メールアドレス info@jaipa.or.jp

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

該当箇所	意見
施行規則案第 5 条第 1 項柱書	侵害関連通信については、侵害情報の発信そのものから時間的にも離れるなど、侵害行為との関連性が希薄な場合も多いと考えられるため、定義規定やその後の運用において、通信の秘密にも十分配慮することが必要と思います。
施行規則案第 5 条第 1 項柱書	「侵害情報の送信の直近」の規定については、第 1 号～第 4 号ごとでも、サービスの態様によってもいろいろな類型が考えられることから、事例などをもとに逐条解説などで詳細が示されることを要望します。
施行規則案第 5 条第 1 項第 1 号、第 4 号	<p>アカウント作成時の通信（第 1 号）、アカウント削除時の通信（第 4 号）が発信者特定に有効な可能性がある自体は否定しません。一方で、これらの通信は他の侵害関連通信よりも時間的に侵害行為から離れるなど、侵害行為との関連がより希薄であるため、他の侵害関連通信では発信者が特定できない場合に、はじめて法第 5 条第 3 項の「侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内」とされるべきです。</p> <p>アカウント作成時・削除時の通信については、研究会などで具体的な事例をもとに十分議論された形跡もなく、法改正に備えた施行規則の改正の段階で盛り込むことについては、必要最小限度の範囲との関係で、より慎重に検討していただきたいと思います。</p> <p>その上で原案通り第 1 号～第 4 号が盛り込まれることになった場合、第 1 号～第 4 号それぞれについて、直近の通信 1 件ずつが対象になりうるため、第 2 号や第 3 号で特定が可能と思われる事例でも、第 1 号や第 4 号（あれば）が ISP 事業者に請求されることが考えられます。</p> <p>現在、ISP 事業者には大量の発信者情報開示請求が寄せられ、人員の限界から意見照会などの手続きに時間がかかる状況が生じています。同一の事案について複数の開示請求が寄せられることで ISP 事業者の負担が増し、ひいては円滑な事件処理に支障が生じることもありますし、発信者（契約者）は同一の事案で複数の意見照会を受け、その対応を求められることとなります。やはり施行規則において一</p>

	<p>定の限定を入れていただくよう要望します。</p> <p>新しい手続きの運用上も、より侵害行為と密接な通信がある場合はとりあえず消去禁止命令で保全だけを行い、より密接な通信について発信者を特定できなかった場合に意見照会などの手続に進むなど、同一の事案で複数の意見照会が進むことを避けるよう、逐条解説などで考え方を示されることを希望します。</p>
施行規則案第 6 条第 1 項	<p>提供命令の履行たる発信者情報の提供の方法については、提供を受ける側が対応できなければ意味がないことから、仮に施行規則に規定する方法で提供すれば命令を履行したことになるという性質のものであれば、提供方式について受領側に配慮した規定が必要と思います。</p> <p>例えば「磁気ディスク」としてフロッピーディスクが送付されてきても現実的には読み取りが困難ですし、社外から外部記憶媒体が送付されてくること自体、対応が困難な会社もあります。（さらにいえば、関与する開示関係役務提供者は電気通信事業者と限らないうえ、個人の場合もありえます。）</p> <p>一方で、第 3 号のようにダウンロード方式を想定する場面では、安全な受渡し手段として当事者間で合意できる方法であれば、「自ら設置した」のようにサーバの設置主体などを限定する必要もないように思います。</p>